

事業者指導の概要について

1 特商法等による不当な取引を用いた悪質事業者の指導等

特定商取引法、消費生活条例等に基づき、不当な取引方法を用いた事業者に対し立入検査、指導・指示、勧告等を行い、消費者被害の未然防止や拡大防止を図る。

(件)

区 分		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			うち 合 同 指導等※		うち 合 同 指導等	(12月末)	うち 合 同 指導等
特商法	業務停止命令	3	2	2	2	1	0
	指示処分	2	2	0	0	0	0
	指 導	21	12	28	14	23	8
条例	勧 告	0	0	0	0	0	0
	指 導	22	12	30	15	19	5
事業者数	処分・勧告	3	2	2	2	1	0
	指 導	22	12	30	15	23	8
	合 計	25	14	32	17	24	8

※千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県の5都県が、広域的に展開する悪質な事業者に対応するため、「五都県悪質事業者対策会議」を設置し、合同で指導等を行っています。

2 不当景品類等の防止

景表法に基づき、不当な景品類や不当な表示による顧客の誘引を防止するため、違反事業者に対する指導や消費者への普及啓発活動等を行い、事業者間の公正な競争を確保するとともに消費者の利益を保護する。

(件)

区 分	平成25年度		平成26年度		平成27年度(12月末)	
	景品関係	表示関係	景品関係	表示関係	景品関係	表示関係
指示・措置命令※	0	0	0	0	0	0
文 書 注 意	0	13	0	1	0	1
口 頭 注 意	0	40	1	11	0	21
公取委・消費者庁への通知	0	0	0	0	0	1
他機関への通知	0	1	0	0	0	0
違反事実なし・打切り	0	25	0	11	0	4
次年度繰越	0	1	0	5	0	2
計	0	80	1	28	0	29

※法改正により、平成26年12月から、都道府県知事に指示権限がなくなり措置命令権限が付与されました。

千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県の5都県が、広域的・効果的な表示等の適正化を推進するため、「五都県広告表示等適正化推進協議会」を設置し、合同調査等を実施しています。